

下関市住宅リフォーム助成事業 FAQ（よくある質問）

1 申請及び受付について

Q1-1 この事業の申請方法は？

A1-1 交付申請書及び添付書類を、下記募集期間内に下関市建設部住宅政策課へご提出ください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため原則郵便でのご提出をお願いします。

募集期間 ※期間内必着

<第1期>令和2年8月3日(月)～令和2年8月14日(金)

<第2期>令和2年8月17日(月)～令和2年8月31日(月)

期間内に到着しなかったものや、募集期間の終日まで書類に不備があったものについては受付対象外となります。

Q1-2 提出書類の入手方法は？

A1-2 提出書類については、市HPからダウンロードしていただくか、下関市役所住宅政策課(東棟2階)又は最寄りの各総合支所、各支所にて入手をお願いします。

Q1-3 申請が予算額を上回った場合、先着順で対象者を決定するのか？

A1-3 先着順ではありません。各募集期間終了後に集計を行い、予算額を上回った場合は、抽選により対象者を決定します。なお、募集期間を超えて届いたものや書類に不備があるものについては、抽選の対象となりません。

Q1-4 第1期に申込みを行い、抽選の結果落選となった。第2期に改めて申込みができるか？

A1-4 第1期に抽選を実施し、落選となった場合はそのまま第2期受付分として扱います。改めて申込みをする必要はありません。

Q1-5 この事業は令和2年度限りの実施か？

A1-5 はい。令和2年度限りの実施です。

Q1-6 申請書は、どこに提出すればよいのか？

A1-6 郵送により、下記へ提出してください。

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市建設部住宅政策課 宛

Q1-7 施工業者の所在を証する書類の登記簿謄本・住民票の写しは、以前にとったものでよいか？

A1-7 直近3ヶ月以内に交付された証明書の原本またはコピー(写し)を提出してください。古い証明書では、申請のときの状況が確認できないので、3ヶ月以内に交付されたものを提出してください。

Q1-8 施工業者の所在を証する書類として、「個人事業者は住民票の写し」とあるが、どのような内容の住民票がいるのか？

A1-8 世帯の一部(本人のみ)のもので、本籍・続柄の記載のない住民票の写しを提出してください。

Q1-9 施工業者の登記簿謄本・住民票の写しは、複数の施工業者がいる場合、施工業者全てのものが必要か？

A1-9 施工業者全てのものが必要です。申請された工事が市内施工業者による工事かを確認するため、施工業者全ての書類を提出してください。

2 工事について

Q2-1 対象となる工事は？

A2-1 原則として住宅等の本体及び住宅等の本体に付随するものの改修工事が対象となります(外構工事の一部も対象)。設置や組立のみといった工事を伴わないものについては対象外です。詳細は別表対象工事一覧をご覧ください。

なお、実施に際しては各種法令を順守してください。

Q2-2 すでに工事を始めている場合や、工事が終わっている場合でも、補助の対象になるか？

A2-2 補助の対象になるのは未実施の工事のみです。必ず、申請書を提出して、交付決定通知書を受け取ってから(補助金交付決定日以降に)、工事を始めてください。補助金交付決定日より前に契約・着工をした場合補助の対象外となります。

Q2-3 複数の工事をする予定があり、それぞれの工事を別々の市内施工業者に依頼しようと考えている。すべての工事が対象になるか？

A2-3 補助対象となるものであれば、すべての工事が対象になります。交付申請書には代表となる施工業者についてご記入ください。その場合、市内施工業者であることを証する書類については、施工業者すべてのものを提出してください。

ただし、申請できるのは、1つの住宅(外構工事の場合は1つの敷地)につき当該年度1回だけです。複数の工事をするときは、まとめて申請をしてください。

Q2-4 防犯カメラや換気扇、コンロなど、機械を購入し、施工業者による取付工事をしない場合は、補助の対象になるか？

A2-4 施工業者による取付工事を伴わないものは、補助の対象になりません。

Q2-5 補助の対象になる工事と補助の対象にならない工事を一緒にする場合、のどちらの工事にもかかる諸経費は、補助の対象になるか？

A2-5 諸経費のうち、補助対象工事に関するものだけが対象になります。

Q2-6 機械(エコキュート等)などをリースした場合、補助の対象になるか？

A2-6 補助の対象になりません。リースした機械は、リース会社などが所有者になるので、対象になりません。

Q2-7 廃材処分費は補助の対象になるか？

A2-7 補助対象工事に係るものであれば対象になります。

Q2-8 シロアリ防除工事は補助の対象になるか？

A2-8 補助の対象になりません。ただし、被害部分の改修や補強に係る工事は補助の対象になります。

3 補助対象について

Q3-1 店舗や事業所などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-1 補助の対象になりません。対象になるのは、所有・居住している住宅、または、取得した空き家等で居住しようとするものです。

Q3-2 店舗、事業所等と一体になっている住宅を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-2 店舗等の用に供する面積が延べ床面積の2分の1未満であれば補助の対象になります。ただし、店舗等の部分にかかる工事費は、対象になりません。

Q3-3 住宅と同一棟にある車庫、物置などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-3 住宅と同一棟である場合に限り、車庫、物置などの工事は対象になります。

Q3-4 借家や賃貸アパートに住んでいるが、補助の対象になるか？

A3-4 対象になりません。所有・居住(居住予定を含む)している住宅が対象になります。

Q3-5 所有する貸家、貸マンション、貸アパート等を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-5 補助の対象になりません。申請者が所有・居住している住宅が対象になります。なお、アパート等の所有者がその建物に居住している場合は、所有者の居住部分の工事に限り対象になります。

Q3-6 同一敷地内に複数の住宅等がある場合に、それぞれの住宅等について申請できるか？

A3-6 所有・居住を別の世帯がしていれば、それぞれの住宅等について申請できます。

Q3-7 市外や市内の別の場所に住んでいて、新たに取得した住宅をリフォームした後に転入、転居して住む場合は、申請することはできるか？

A3-7 申請できます。ただし、請求書提出時に、異動後の住民票の写し等、居住が確認できる書類の提出が必要となります。

Q3-8 住宅の所有者が単身赴任で市外に住んでいるが、申請することはできるか？

A3-8 単身赴任等(所有者が施設に入所している場合等を含む)で一時的に居住要件を満たさない方も申請者になることができます。住所地(現住所)の住民票の写し(世帯全員のもの)、住宅所在地の住民票の写し(世帯全員のもの)及び住宅に居住している親族との続柄が確認できる書類(戸籍全部事項証明等)を提出してください。

Q3-9 亡くなった親が所有していた家屋に居住している。所有権移転等の登記はしていないが固定資産税も支払っている。申請者として認められるか。

A3-9 当補助金の補助対象者は「市内の住宅を所有して居住している者」です。登記上の名義が別の方になっている場合は対象となりません。相続の登記を済ませ、所有が確認できる書類を提出してください。

※市内の空き家を購入し、居住予定の方を除く。

Q3-10 施工業者が、自分の住宅を工事する場合、申請することはできるか？

A3-10 申請することができます。ただし、金額の比較や妥当性の判断をするため、他社の見積書の提出を求める場合があります。

Q3-11 経営している会社等、法人名義で家屋を所有し、居住をしている。補助対象になるのか？

A3-11 補助対象となるのは、個人が所有して居住する住宅等です。法人等が所有している場合、代表者氏名と居住者氏名が同じであっても補助対象になりません。

4 施工業者について

Q4-1 本店・本社が市外にあっても、市内に支店・営業所があれば、市内施工業者に該当するのか？

A4-1 市内施工業者には該当しません。市内施工業者とは、「下関市内に本社又は本店を有する法人で、下関市内に1年以上継続して所在しているもの」です。本店・本社が市外にある場合、市内施工業者には該当しません。

Q4-2 市内施工業者の指定等はあるか

A4-2 市内施工業者について、市では特に指定しておりません。実施したい工事の内容等で施工業者をお選びください。

5 申請、交付決定後の手続等について

Q5-1 申請した工事を取りやめることになった場合、どうすればよいか？

A5-1 中止・廃止届(様式第4号)を市役所住宅政策課に提出してください。なお、申請を取り下げた場合でも提出いただいた書類については返却しませんのでご了承ください。

Q5-2 交付決定後、申請内容を変更することになった場合、どうすればよいか？

A5-2 交付決定の内容に変更が生じるようなものであれば、変更承認申請書(様式第5号)を、変更に係る書類と併せて提出してください。工事の内容が変更されるようであれば、見積書や平面図、改修箇所の写真等を提出いただきます。なお、交付額の変更は予算の範囲内で行います。

また、補助金交付額の上限が20万円なので、申請した工事に対して支払った金額(消費税及び地方消費税を除く)が40万円以上であれば、変更はありません。

6 完了報告書について

Q6-1 完了報告書は、いつまでに提出すればよいか？

A6-1 必要書類を揃え、事業完了後20日以内又は令和3年1月29日までに提出してください。

Q6-2 工事は完了したが、支払いがまだの場合、完了報告書を提出できるか？

A6-2 提出できません。完了報告書には領収書の写しの添付が必要です。

Q6-3 支払額が申請した見積額より少なかった場合は、どうなるのか？

A6-3 交付額が変わりますので、まずは変更承認申請書を提出し、変更の決定を受け、その後に完了報告書を提出してください。

7 補助金の請求について

Q7-1 請求書提出後、どのくらいで補助金は振り込まれるのか？

A7-1 請求書提出後、30日以内での振り込みを予定しています。

Q7-2 補助金の受け取り方法は？

A7-2 請求書にて指定された銀行口座へ振り込みます。

Q7-3 申請者以外でも補助金を受け取ることができるか？

A7-3 補助金を受け取ることができるのは申請者のみです。振込口座も申請者名義のものとなります。